

四條畷市「市長への意見箱」の事務取扱に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市に対して寄せられる意見を、公平性、公正性、透明性を確保して取り扱い、可能な限り市政運営に反映させることにより、四條畷市広聴指針（令和5年3月策定）に定める「対話で築く（気づく）、市民に信頼されるまち」の理念の実現に資するため、その基準及び手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

(市長への意見箱への提出方法)

第2条 意見・提言の提出手段は、原則として、「市長への意見箱」意見・提言用紙を用いての提出、本市ホームページ上に設けられた専用フォームから送信されたものとする。ただし、その他に市に対して寄せられる意見においても、必要に応じて「市長への意見箱」に寄せられた意見と同様に扱うことができるものとする。

(「市長への意見箱」意見・提言用紙の配置場所)

第3条 「市長への意見箱」意見・提言用紙は、市役所本館、市役所東別館、市民総合センター及び田原支所に配置する。

(受付)

第4条 意見者から第2条に規定する意見・提言等が提出されたときは、広聴担当課において、内容を確認した上で受け付け、処理方法を決定する。

(受付対象外事項)

第5条 次の各号のいずれかに該当するものは、本事業として受け付けないものとする。

- (1) 差別的内容を含むもの
- (2) 明らかに個人又は団体等に対する誹謗中傷する内容や公序良俗に反する内容のもの
- (3) 要旨が読解できないもの
- (4) 前各号に掲げるものの他、第1条の目的に反するもの

2 次の各号のいずれかに該当するものは、意見・提言として受け付けず、広聴担当課から所管部署及び関係部署へ内容を送付し、同部署において、対応の要否を判断した上で処理することができる。

- (1) 問い合わせ又は資料請求、営業であると判断できるもの
- (2) 緊急に対応すべきと判断できるもの
- (3) パブリックコメント及び開示請求等の他に取扱い規定があるもの
- (4) 市職員（退職者を含む。）又はその関係者が、職務上知り得た内容（当該職員の人事に関するものを含む。）に関するもの

(処理方法)

第6条 広聴担当課は、意見者の申出内容を所管部署及び関係部署へ送付し、同部署において処理する。

(回答及び対応の基準)

第7条 次の各号に掲げる意見・提言については、回答しないことができるものとする。

- (1) 意見者が回答不要の意思表示をしたもの
- (2) 意見者の住所、氏名、電話番号及び電子メールアドレスなど回答に必要な情報が記載されておらず、回答が不能であるもの
- (3) 意見者が本市を相手方にして、申出内容について係争中又は審査請求中であるもの
- (4) 同一意見者からの同一内容の意見が複数回寄せられ、今後回答しない旨を通知したにも関わらず、再度、提出されたもの
- (5) 所感、雑感、お礼など具体的な要望が不明確なもの
- (6) 前項に掲げるものの他、回答することが適切でないと市長が認めたもの

(回答者名)

第8条 意見・提言のうち、市長部局に関する内容の場合は回答者を市長名とし、教育委員会又は行政委員会に関する内容の場合には回答者を市長名及び教育長名又は各行政委員会の委員長名の連名とする。

(決裁区分)

第9条 意見・提言の回答は、市長決裁とする。

(回答の作成及び送付)

第10条 意見・提言の回答の作成は、所管部署又は関係部署が行い、意見者の意向に沿った手段で、広聴担当課から意見者へ回答する。所管部署及び関係部署が複数ある場合は、広聴担当課の指定する主たる部署において回答を取りまとめ、広聴担当課へ送付し、広聴担当課から回答する。ただし、特段の事情がある場合は、その限りではない。

(公表)

第11条 前条の規定により作成した回答については、その意見・提言とともに、市ホームページで公表するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するものは、意見・提言及びその回答を公表しないものとする。

- (1) 意見者が市ホームページへの掲載について、「可」としていないもの
- (2) 事実と相違し、又は事実と確認できないもの
- (3) 個人及び団体情報を削除することにより、要旨が読解できなくなるもの
- (4) 営利、宗教及び政治活動を目的としているもの
- (5) その他、公表に適さないと判断したもの

(公表の内容)

第12条 市長への意見箱の公表に当たっては、意見内容の分かりやすさに配慮するため、次の各号に掲げる内容を除き原文を掲載するものとする。

- (1) 氏名、住所、電話番号及び電子メールアドレスその他の個人が特定、類推及び推定されるおそれのある内容
- (2) 特定の職員を識別できる部署名
- (3) 法人その他の団体（国、独立行政法人、地方公共団体、地方独立行政法人等を除く。以下

「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報を含み、公表することにより、当該法人等又は個人の競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害するおそれがある内容

(公表の時期)

第13条 市ホームページへの公表の時期については、原則として、当該月に作成を終えた回答を整理し、翌月末までに行うものとする。

(公表の期間)

第14条 市ホームページでの公表の期間は、原則として公表した年度から起算して4年間とする。

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要事項は市長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年12月21日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年2月7日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年8月14日から施行する。